湯河原町立小学校及び中学校における一時帰国に伴う体験入学実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、海外に居住している児童・生徒(以下「児童等」という。) が一時的に帰国した際に、湯河原町立小学校及び中学校(以下「町立小中学校」という。)において短期の就学体験をすることにより、帰国後、円滑に日本の学校生活に移行できるようにすること等を目的として、町立小中学校における一時帰国に伴う体験入学(以下「体験入学」という。)の実施に関して必要な事項を定める。

(対象者)

- 第2条 体験入学の対象となる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 湯河原町内に居住していた児童等又は申請年度内に湯河原町内に居住する予定がある児童等
  - (2) 日本国に一時帰国をしている又はする予定の児童等
  - (3) 教育長が適当と認める児童等

(体験期間等)

- 第3条 体験入学の期間は、4週間以内とする。ただし、学年末及び学年始めである3月及び4月は、除く。
- 2 体験入学ができる町立小中学校は、住所地、滞在先又は過去に居住してい た住所地の通学区域内の学校を基本とする。

(体験入学の申請)

第4条 体験入学を希望する対象者の保護者、対象者の親族等(以下「保護者等」という。)は、次条に規定する申請の条件全てを承諾のうえ、体験入学申請書(様式第1号)を体験入学期間の初日の14日前までに、教育長へ提出するものとする。

(申請の条件)

- 第5条 前条に規定する申請の条件は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 学校の教育方針及び教職員等の指導に従うこと。
  - (2) 体験入学中の学用品、学校給食、学校行事等に必要となる経費は、保護者等が実費を負担すること。
  - (3) 体験入学中の学校生活、登下校時等のけが、事故等について、学校に その責任を問わず、これらに係る医療費等は保護者等がその実費を負担 すること。
  - (4) 体験入学中の登下校については、保護者等が責任をもって行うこと。
  - (5) 児童等及び保護者等がともに、学校生活を送る上で必要な日本語の意思疎通ができること。
  - (6) 児童等が対象者でなくなったときには、速やかに届け出ること。

(体験入学の許可等)

第6条 教育長は、第4条の規定による申請を受けたときは、体験入学を希望する町立小中学校の学校長と協議の上、体験入学の可否を決定し、体験入学許可等通知書(様式第2号)により、保護者等に通知するものとする。ただし、教育長は、体験入学の円滑な実施を図るため、保護者等が希望した就学時期、就学期間を変更して体験入学を許可することができる。

(体験入学の取消し)

- 第7条 教育長は、体験入学児童等が次の各号のいずれかに該当するときは、 当該学校長と協議し、体験入学の許可を取り消すことができる。
  - (1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
  - (2) 当該児童等及びその保護者等が、第5条に規定する申請の条件に従わないとき。
  - (3) その他、教育長が必要と認めたとき。
- 2 教育長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに体験入学取消 通知書(様式第3号)により、保護者等に通知するものとする。 (その他)
- 第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。 附 則

この告示は、公表の日から施行する。